

**地方独立行政法人 静岡市立静岡病院
床頭台等設置運営事業者 募集要項**

平成 30 年 12 月

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 床頭台等設置運営事業者 募集要項

1 目的

この募集要項は、静岡市立静岡病院（以下「当院」という）に設置する床頭台、テレビ、冷蔵庫等（以下「設置物件」という）の設置運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、新たに設置・運営を行うために必要な事項を定めたものである。

2 設置運営事業の概要

(1) 名称

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 床頭台等設置運営事業

(2) 実施場所

静岡市葵区追手町 10 番 93 号 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

(3) 内容

本募集要項及び「地方独立行政法人静岡市立静岡病院 床頭台等設置及び運営に係る仕様書」（以下「仕様書」という）による。

(4) 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとし、事業実績が良好で許可条件に違反がなく当院及び設置運営事業者いずれからも特別の意思表示がない場合は、平成 38 年 3 月 31 日まで毎年更新する。（全 7 年間）

(5) 病院概要

病床数 506 床（一般病床 500 床・感染病床 6 床）

3 設置運営事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により行う。審査は、書類選考及び実機確認を含めたプレゼンテーションにより実施する。選定に関する主な手順は以下に示すとおりとする。

4 応募に関する要件

(1) 参加資格要件

- ① 地方独立行政法人静岡市立静岡病院契約規程第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- ② 地方独立行政法人静岡市立静岡病院契約規程第 4 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 法人であること。
- ④ 静岡県又は静岡県近隣地域に本店、支店、または営業所を有すること。
- ⑤ 本事業を直営する者であること。
- ⑥ 静岡県内の病院における床頭台等の設置運営について継続して 3 年以上の良好な実績がある者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）

の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑧国税および地方税を滞納していない者であること。

(2) その他の事項

①募集要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容および条件を承諾したものとみなす。

②費用負担

応募に必要な費用は、全て応募者の負担とする。

③提出書類の扱い

提出された書類は一切返却しない。なお、当院が必要と認めるときは、当院が応募者の承諾を得たうえで提出書類を使用できるものとする。

④当院からの提示資料の扱い

当院が提示する資料がある場合、応募に係る検討以外の目的で使用することは不可とする。

⑤複数提案の禁止

応募者は複数の提案をすることはできない。複数の企画提案書の提出があった場合失格とする。

⑥提出書類の変更禁止

提出書類について提出後の内容変更は不可とする。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

5 設置運営事業の体制

(1) 事業の開始・履行

①平成31年4月から運営事業を開始することとするが、設置時期の詳細については当院と協議のうえ決定する。

②本募集要項及び仕様書に記載の事業内容を設置全期間にわたり確実に履行すること。

(2) 事業運営の許可について

①設置運営事業者は、当院の定める「法人財産の使用許可に係る運用基準」（以下「法人財産運用基準」という。）に基づき、法人財産の使用許可を受けて、当該設置運営事業を行うことができる。

②許可を受けた用途以外に当院の施設を使用すること及び許可を受けた権利を第三者に譲渡または転貸することはできない。

③許可の条件に違反する行為または提案内容に虚偽の事実の記載等があると認められるときは、使用許可の全部もしくは一部の取り消しを行うことがある。

④使用許可は1年とし、事業実績が良好で許可条件に違反がなく当院及び設置運営事業者いずれからも特別の意思表示がない場合は、原則として平成38年3月31日まで毎年更新する。

(3) 法人財産目的外使用料等の納入

①設置運営事業者は、当院の法人財産運用基準に定める土地建物使用料に基づく専有面積に応じた法人財産目的外使用料及び設置物件の使用に係る電気料を当院に支払わなければならない。また、売上額のうち一定の額を加算できる場合は、前出の使用料に加算して支払うこと。

②法人財産目的外使用料及び加算金額については1年間の当該金額を年度当初に、電気料については前月分の使用料を毎月請求する。当院が発行する納付依頼書または請求書により当院の指定口座に振り込むこと。

6 応募・審査等の手順

(1) 仕様書等の交付

①交付方法

当院ホームページからのダウンロード又は直接交付

②交付期間

平成30年12月10日(月)から平成30年12月26日(水) 午前9時から午後5時まで
(直接交付の場合は土日祝日及び正午から午後1時までを除く。)

③交付場所

〒420-8630 静岡市葵区追手町10番93号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 事業管理部 施設課 施設係(北館3階)

(2) 応募書類等の提出

①提出書類及び部数

ア 企画提案参加表明書(様式第15号)

イ 公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号)

ウ 会社概要(様式第2号)

エ 商業登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)

オ 納税証明書

・消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(「その3:未納税額のない証明」税務署発行のもの)

・法人市民税納税証明書(決算期により証明される直近1年度分)

・平成29年度分固定資産税(償却資産を含む)納税証明書

カ 直近3事業年度の財務諸表

キ 静岡県内の病院における床頭台等設置運営事業実績表(様式第3号)

ク キにおける運用実績を証明できる契約書等の写し

ケ 全省庁統一資格証明書の写し(取得している場合のみ)

コ 法人財産目的外使用料に係る加算金額提案書(様式第4号)

サ 企画提案書(A4縦、片面20ページ以内とする)

上記ア～コの書類は各1部、サの企画提案書は13部(正本1部、副本12部)を提出すること。副本12部については業者名をマスキングしたうえで提出すること。

②提出期限

上記の応募書類等について、

アについては、平成30年12月28日(金)午後5時(必着)とする。

イ～サについては、平成31年1月4日(金)午後5時(必着)とする。

③提出先

仕様書等の交付場所と同じとする。

④提出方法

持参または書留郵便により提出すること。

⑤質問について

募集要項及び仕様書等の内容に関して質問がある場合は質問書(様式第5号)により、平成30年

12月19日(水)午後5時までにFAXもしくは電子メールにより提出すること。なお、送付時には担当部署宛に必ず電話連絡を行うこと。

・電話：054-253-3125 (代表) (内線 7301)

・FAX：054-253-3177

・電子メール：shisetsu@shizuokahospital.jp

回答は、当院ホームページに質問と併せて平成30年12月26日(水)までに掲載することにより行う。

(3) プレゼンテーションの実施

参加申請を行った者のうち参加資格要件を満たしている者によるプレゼンテーションを平成31年1月17日(木)に実施し、審査を行う。実施時間等の詳細及び発表順は、対象者に対し別途通知する。(プレゼンテーションの順番は当院による責任抽選とする。)

プレゼンテーションは企画提案書に基づき、実機デモンストレーションを含めて1社につき10分間、質疑応答等10分間を限度に実施する。

パワーポイント等パソコン及びプロジェクター等を用いた発表は不可とする。

プレゼンテーションの参加人数は1者につき、3人を限度とする。

(4) 実機の提出

審査において、安全性及び寸法の適正性等の判断を目的として実機の確認を行うため、必ず以下の実機を用意し、プレゼンテーション当日までに持参すること。(実機搬入日については土日祝日を除く。日程については事前に連絡すること。)

①床頭台上部収納庫付きタイプ (テレビ・冷蔵庫) 1台

②床頭台上部テレビタイプ (テレビ・冷蔵庫) 1台※

③床頭台上部テレビタイプ (上段天板仕様・テレビのみ) 1台

④ロッカー (独立型) 1台

※②については、作りつけのロッカーがある病室用のものを提出すること。

(5) 審査方法

審査については当院職員で構成される「静岡市立静岡病院床頭台設置者選考委員会」により、下記の審査項目を評価し、委員の評価点の合計が最も高かった提案をした業者を設置運営事業者として選定する。

項目	配点
1 設置運営事業者の評価	10点
2 床頭台等機器の評価	45点
3 自由提案の評価	20点
4 保守・メンテナンス体制の評価	10点
5 法人財産目的外使用料提案額(加算額)の評価	15点
合計	100点

なお、同点の場合は以下の順序で点数の高い応募者を上位者とする。

①各項目の点数が異なる場合、「2 床頭台等機器の評価」が高い者を上位者とする。

②各項目の点数が同じである場合、別途日を定めてくじ引きにより決定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、参加申請を行い企画提案書を提出した応募者全員に平成31年1月23日(水)に文書により通知する。なお、審査内容についての問い合わせには一切応じないものとする。

7 決定の取消

次の場合には、床頭台等設置運営事業者の決定を取り消すとともに、2位の応募者を当該事業者として決定する。

- ① 正当な理由なくして、当院の指定する期日までに法人財産使用許可申請を行わなかった場合。
- ② 設置運営事業者の決定から使用許可の手続きまでの間に、当該事業者について資金事情の変化等により床頭台等設置運営事業の履行が確実でないと、当院が判断した場合。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど設置運営事業者としてふさわしくないと当院が判断した場合。
- ④ 設置運営事業者決定から事業開始までの間に、企画提案した事業運営が確実に履行できないと当院が判断した場合。
- ⑤ 設置運営事業者が応募要件を満たさなくなった場合。
- ⑥ 設置運営事業者の提出書類に虚偽の記載があった場合。

8 その他注意事項等

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、床頭台等設置運営事業者選定以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類の内容について、当院より確認又は問い合わせを行う場合がある。
- (4) 企画提案書は1者につき1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
- (5) 設置運営を行うにあたり、患者及び職員の意見を取り入れ随時改善を行うなど、利便性向上に最大限配慮すること。
- (6) 設置運営を行うにあたり、当院が取得している病院機能評価機構の受審項目について遵守すること。また、病院が当該評価機構より床頭台等設置運営に係る指導、指摘等を受けた場合は、速やかにその改善に努めること。

9 問い合わせ先

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 事業管理部 施設課 施設係

担当：大井手（オオイデ）

電話：054-253-3125（内線 7301）

FAX：054-253-3177

(別紙1)

企画提案書の作成要領

応募者は次の要領により企画提案書を作成すること。

- (1) 床頭台等設置運営事業における基本方針を明確に記載すること。
- (2) 募集要項及び仕様書の記載事項を十分にふまえ、簡潔に記載すること。
- (3) 提案書の規格はA4縦、片面20ページ以内とする。
- (4) 提案書は正本1部と副本12部の計13部を提出し、副本12部に関しては業者名をマスキングしたうえで提出すること。
- (5) 提案書には目次とページ番号を記入すること。

(別紙2)

床頭台等設置運営事業者選定に係る日程

内容	日時等
(1) 仕様書等交付期間	平成30年12月10日(月)から 平成30年12月26日(水)午後5時まで
(2) 質問書受付期限	平成30年12月19日(水)午後5時(必着)
(3) 質問書回答期限	平成30年12月26日(水)午後5時
(4) 企画提案参加表明書提出期限	平成30年12月28日(金)午後5時(必着)
(5) 応募書類(企画提案書等)提出期限	平成31年1月4日(金)午後5時(必着)
(6) 審査実施時間・場所等の通知	平成31年1月上旬
(7) 審査(プレゼンテーション・ヒアリング・ 実機確認)	平成31年1月17日(木)午後
(8) 審査結果通知	平成31年1月23日(水)